

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 大和興業
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦875番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年2月10日～令和4年3月9日（1ヵ月）

中国四国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止理由

株式会社 大和興業は、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を受注工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和3年12月22日、愛媛県知事より指示処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内